

さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月19日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第1号

さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

さいたま市学校運営協議会規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (学校運営に関する基本的な方針の承認) 第5条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度 基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければ ならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する</u> <u>こと。</u> 2 [略] | (学校運営に関する基本的な方針の承認) 第5条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度 基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければ ならない。 (1)～(5) [略] 2 [略] |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。